

恵那おろし

第14号

R1.7.22発行

発行者 熊谷時雄

野熊の庄「月川」の管理運営を村が直接行うことになりました。

「月川」の管理運営は、株式会社 野熊の庄 月川（以下「㈱月川」）が開設以来行ってきました。今回次の理由で、平成31年3月28日締結の賃貸借契約を破棄せざるを得なくなりました。賃貸借契約書の締結までの経過については、「恵那おろし・第11号」で詳細はお知らせしました。㈱月川は、昨年8月「村及び議会においてリフレ事業に対して正しい理解がされていない現状では「㈱月川」は管理運営ができないので、今まで㈱月川が施設した建造物等は村に寄付するので、村が変わって管理運営をしてほしい。」と村長に申し上げました。

その後、村ではこれに対して検討のうえ新たな「地域活性化施設の考え方」（恵那おろし・第9号）を㈱月川と・戸沢開発有限会社に示され、村としても重要な施設として今後は対応していくという方向が確認され、両者ともに31年度からの賃貸借契約の締結を進めることに致しました。賃貸借契約を締結する前提として、「地域活性化施設の考え方」に基づく具体的対応について村と協議し、この協議の結果として、3月22日に村長から「確約書」（恵那おろし・第11号）が提出されました。これにより、4月1日より㈱月川が管理運営を行ってきました。しかし、5月28日突然村長から「確約書」が履行できない旨の申し入れがありました。「確約書」の約束を履行できないことは、「賃貸借契約」破棄と理解し、村において管理運営を継続してほしい旨の申し入れを行いました。結局「6月補正に必要な経費を計上する」という約束が履行されず、「確約書」が実行されないことが確定的になったので、別紙要望書を村長に提出し、受理していただきました。

これにより、㈱月川に代わって、村の責任で「野熊の庄 月川」の運営が継続されることになりました。このうえは、要望書記載の事項が村において誠実に実行されることを望むものがあります。

月川は、旅館業未経験の者たちが、過疎脱却をかけた地域振興事業の中核という自負と責任をもって取り組んできました。補助事業の関係で、宿泊施設はあるものの、肝心の厨房施設がなく自力で建設しました。また、旅館業のための布団をはじめあらゆる調度品、送迎用バス、露天風呂整備等ゼロから出発して今日まで来ました。亡くなった、渋谷秀逸社長の献身的な働きがなかったら決してできなかったと思います。しかし、現熊谷村長が就任してからの5年間、一部の村議会議員の悪意に満ちた「リフレ事業は、智里西地区のための事業で村は施設に責任がない」等々の誤った誘導により、施設の設置条例の廃止という暴挙によって、私的利益のための事業としての扱いを受けてきました。

さらに、村の経理上の都合で行った会計処理が、税務上の違法として追徴課税を受けると、あたかも意図的に行ったのではないかという、誹りを受けました。

こうした誤った村の考えが修正され、設置当初の「村や地区の振興のために必要な施設」と

令和元年6月3日

阿智村長

熊谷 秀樹 様

智里西自治会

会長 熊谷 知文

(株)野熊の庄 月川

代表取締役 熊谷 時雄

要 望 書

去る、5月28日に宿泊交流施設「月川」及びテニスコート・クラブハウスの運営について、平成31年3月28日締結の賃貸借契約書の締結条件である平成31年3月22日付けの貴殿から提出の確約書記載2項について履行できないとの申し入れが行われた結果。

履行できない場合は、両施設について、(株)野熊の庄 月川に代わって、村が責任を持って運営を継続するという約束に基づいて進めることになりました。

つきましては、下記事項について実行していただきたく要望いたします。

記

- 1、村は、現施設を責任をもって継続運営し、施設の改修、修繕についてこの施設が、村、智里西地区の振興に果たしてきた役割が、さらに充実できるようにすること。
- 2、運営については、村直営とするか、阿智開発公社へ委託にするかいずれにしても、現雇用職員については引き続いて雇用すること。

して位置づけられることがなかったなら(株)月川としては事業の継続はできないという考えできました。この間、村長と協議を重ねることで、村長が、やっとなし設置当初の考えに違えることができ、新たな方針に基づくスタートが切られた矢先、またもやその期待が裏切られた結果となってしまうました。これにより、(株)月川は「野熊の庄 月川」を村に委ねることになりましたが、この事業が村の責任でさらに充実し、続けられることを第一義に考えて参りたいと思っています。そのためには、今まで(株)月川として投資してきたものを村に寄付して、間断なく営業が続けられるようにします。

結果的には、村が責任をもって管理運営をしていくという智里西地区にとっても良い結果となったと感じています。この間村長も加わって検討してきた「今後の施設整備計画」が実施されることを願うものであります。

しかし、今回の経過について釈然としないものがあります。村長が住民と約束したことを一方的に履行しないということは、村政運営にとって決して望ましくなく、あってはならないことです。村長がこのことを意識しながら、約束を履行しなかったことについては、結果がこのようになることは当然予想がついていることですから、(株)月川に代わって村が責任を持つと考えられていたのではないかと勘繰わざるを得ません。

いずれにしても、住民との約束をたがえた責任の重さを感じられ、住民の目に見える形で今回の反省を行うことで、住民からの信頼を回復していただきたいと願うものです。

混乱の責任を問う（誰が混乱させたのか）

急激な人口減少が続く中、地域の再生をかけ村と一緒に取り組んできた中心的な施設が、紆余曲折があったものの今回このような結果で、村が責任を持って(株)月川に代わって運営を行ってもらえることになりました。

現場で働いている若い職員が、誇りを持って働ける環境が整い、開発公社が智里西・阿智村の地域振興施設を受け継いでくれることが何よりうれしいことです。

リフレッシュ事業に対して、平成27年度から村の考え方が大きく変えられたのは、村長が変わり、議会の力が働いた結果でした。

かつて商工観光課長としてこの事業にもかかわった勝野議員の発言が大きく影響したことはゆがめません。国の補助金を受けて建設した施設の設置条例を廃止するという、あってはならない前代未聞の暴挙を誘導してきたことは、この案件の賛成討論で「(リフレ施設は)地元の要望として村の条例で設置してあるものであり、実質は地元の施設であると私は認識いたすところであります。この自治法第244条第1項に…以上から考えて、地方自治法に定めております公の施設と考えられない施設というふうに私は思うところでございます」と述べておることでも明らかです。勝野議員の発言を、職歴から言っても何も知らない議員には真実ととらえられたとしても不思議ではなかったと思います。

熊谷村長も一時この考えに誘導された時もありました。これによって、指定管理契約に定める「施設の大規模修繕は村も負担する」という約束を一方的に破るということもありました。

しかし、その後賃貸借契約の細部協議を繰り返す中で、事業の再検証が行われ、リフレ施設は、村や地域の振興を目的とした施設であって、この間の実績を踏まえて、村の施設として責任を持つことを村長として認識を新たにし今回の対応ということになりました。

今回の村長の措置に対して、議会も理解を示されたとお聞きしていますが、当初からこの件の発端となった、村施設のあり方を審議した「公共施設の在り方検討委員会」の答申に沿って考えていたならこのような混乱もなく、(株)月川が運営の継続をすることができたものと残念ではありません。

なぜ勝野議員は、真実を曲げてまでリフレ事業への村費をかけることを阻もうとしたのでしょうか。これは監査委員として、ヘブンス團原の地代にかかわる支出について問題化し、村からの支出を止めさせたことと、月川への團税の課徴金について、伍和での議員との懇談会の折、このことを悪質な脱税行為ではないかという質問に対して、この経過を承知しておりながら、詳しく説明もせず事実であったような印象操作ともとれる答弁をされたこと等意識的に、智里西地区への偏見があると思わざるを得ません。これらについて、今まで私個人としても、地区としても詳しい説明を求めています。言い逃れすり替えの説明だけでいまだに責任ある説明がありません。

また、現在係争中の渋谷ユキエさんの土地の件についても、アーテリ道路建設の折、当時の課長として関係者と交渉に当たったことが記録に残っています。このことについて先に行われた議会との懇談会の折説明を求めましたが、はっきりした回答を得ることができませんでした。そこで別紙の質問を村議会議長経由で提出しました。

令和元年7月8日

阿智村議会議長

熊谷義文 経由

村議会議員 勝野 公人 様

本谷・園原財産区

総代 渋谷 勝幸

6月26日開催の議員懇談会で、熊谷時雄氏が貴殿に質問いたしましたが、時間がなく質問途中で閉会になりました。そこで、下記により議長を介して再度質問をさせていただくべく、下記の要請を議長に行いましたのでよろしくご回答いただきたくお願い申し上げます。

記

勝野公人議員への質問の件について

去る6月26日開催の、議会による住民懇談会の席にて熊谷時雄氏が勝野公人議員に対して質問をいたした件について、時間の関係で十分な回答を得られませんでした。つきましては貴職において、下記質問事項について、勝野議員から聴取の上、ご回答いただきたくお願い申し上げます。

記

村道開設に伴う、潰れ地について

- 1、平成7年当時の商工観光課長として勝野議員は、当時の久保田建設課長と地権者組合役員と稲武町まで出向き、渋谷ユキエの長男健典氏と面談したことがありましたか。
- 2、それは何時ですか。
- 3、何の目的でお会いになったのですか。
- 4、その時健典氏とどのような話をされたのか。
- 5、村は、渋谷ユキエ・竹次郎名義の土地代を財産区所有として支払いましたが、担当課長として何を根拠にしたのですか。
- 6、これに関する土地について、吉川議員が一般質問をしています。いきさつを承知している当時の担当者としてどのようにお考えになっているのですか。

地籍調査の担当職員として

- 1、勝野議員が携わったのは何年から何年迄ですか。
- 2、「地籍調査結果閲覧票」は、何のために作られたのですか。
- 3、渋谷ユキエ関係の「地籍調査結果閲覧票」には、番地ごとに、「平川」「四五」「県道」「道路」「勇」「両区（財産区）」と記載されていますが、このことはどのような意味を持つのですか。